

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者Aに対して、患者Bの個人情報が記載された書類（予約票）を誤交付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者Bの氏名、性別、生年月日、患者ID、検査項目等

2 事案の経過

○令和6年5月8日（水）

心臓内科外来において、患者Aの診察をしながら、次に診察予定の患者Bの情報を電子カルテで確認していたところ、患者Aの書類と共に患者Bの書類も印刷し、未確認のまま患者Aに誤交付した。

診察を終え帰宅された患者Aが、患者Bの書類が混入していることに気付き、主治医に電話連絡をしたことにより本事案が発覚した。その際、主治医は患者Aに謝罪した。

当センター職員が患者A宅に訪問、謝罪するとともに患者Bの書類を回収した。

主治医は、患者Bに電話で経緯を説明し、謝罪した。

3 誤交付の原因

主治医が患者Aに書類を交付する際、他の患者の書類が混入していないか確認を怠ったため。

4 再発防止策

患者へ書類交付する際、すべての書類の氏名を讀上げて確認することを主治医あて指導した。また、患者へ交付する書類は、1患者1ファイルとして管理することを徹底するよう併せて指導した。これら指導内容について、センター内において、周知徹底してまいります。